
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 第 408 回企業会計基準委員会及び第 143 回金融商品専門委員会
会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 408 回企業会計基準委員会（2019 年 5 月 13 日開催）及び第 143 回金融商品専門委員会（2019 年 5 月 17 日開催）及びにおいて審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

公開草案に寄せられたコメントへの対応案について

質問 1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

（第 408 回企業会計基準委員会）

2. 追加のガイダンスや設例を求めるコメントに対して、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」とする。）に無い記載を加えることで IFRS 第 13 号と整合的ではなくなる可能性があることを懸念して修正しないとしている部分がいくつかあるが、教育文書なども含め IFRS 第 13 号と同じ内容の取扱いとすることを意図しているのであればその点を明確にすべきである。

質問 2（適用範囲に関する質問）

（第 143 回金融商品専門委員会）

3. リース取引から生じる債権債務の取扱いに関して、IFRS 第 13 号との整合性を重視して対象範囲から除外する考え方もあれば、従来の時価開示の枠組みにリース債権債務も含めていたことを踏まえて対象範囲に含める考え方もある。

質問 4（時価の算定単位に関する質問）

（第 143 回金融商品専門委員会）

4. 取引相手先の信用リスクの時価算定について、取引毎ではなくグループを単位とし

て行う実務があるため、その点に関する設例を追加することを検討してはどうか。

質問 5 (時価の算定方法に関する質問)

(第 408 回企業会計基準委員会)

5. 第三者から入手した相場価格の利用の手続の例示に関して、表現を修正して例示を残す案である案 1 を支持する。例示を削除する案 2 では運用が困難である。
6. 第三者から入手した相場価格の利用の手続の例示に関して、提案されている表現では、5 つの例示のうち必ず 1 つをやればよいのか等が不明確である。
7. 第三者から入手した相場価格の利用の手続の例示に関して、案 2 を支持する。案 1 で記載されている手続の実施の負担は重く、また手続例が無くとも妥当性を証明するために何らかの手続は行われるのではないか。
8. 他の手続を加えることや表現の幅を広げるなどより良いものとなるよう検討することを前提に案 1 を支持する。

(第 143 回金融商品専門委員会)

9. 第三者から入手した相場価格の利用の手続の例示に関して、例示を必要とする意見が相応にあることから案 1 を支持するが、例示であることがはっきりわかるように記載を行うべきである。
10. 第三者から入手した相場価格の利用の手続の例示に関して、案 1 を支持する。今回の日本基準の開発にあたって新たに記載された手続であり、財務諸表作成者の実務上の困難さを踏まえて設けられたことを、背景として記載してはどうか。
11. 例示の(1)では「理論値」という言葉が用いられているが、理論値が計算できる企業は第三者から価格を入手する必要はないと考えられるため、もし推計値のようなものを想定しているのであれば、誤解を招かないよう表現を見直してはどうか。
12. 取引日損益について、レベル 3 の金融商品に関しても認識することが可能かどうかを結論の背景等に記載してはどうか。

質問 6 (その他の取扱い)

(第 143 回金融商品専門委員会)

13. コメントの内容を見る限り、本会計基準について関係者が十分に理解しているとは言い難いところがあると考えている。そのため、コメント対応案に記載されている考え方についても、可能な範囲で会計基準に記載してはどうか。例えば、第三者から入手した相場価格の取扱いに関する例外措置について、公表されているインプットの推移と入手した相場価格との間に「明らかな不整合がない」ことを判定するための具体的な例がコメント対応案に記載されているが、これを会計基準の本文または結論の背景に記載することが考えられる。また、要求払預金の時価算定に関しても、コメント対応案にある「算定日における要求払い金額とすることが否定されるわけではない」ことについて、関係者の理解を促進させるために、会計基準に記載することが考えられる。
14. 第三者から入手した相場価格の取扱いに関する例外措置について、公表されているインプットの推移と入手した相場価格との間に「明らかな不整合がない」ことの検証が求められているが、企業において検証の枠組みを整えるために相応の時間を要する可能性があるため、会計基準適用前から保有している既存の金融商品については検証を省略し、新規に取得した分から検証の対象とすることとしてはどうか。

質問 7（市場価格のない株式等の取扱い）

（第 408 回企業会計基準委員会）

15. 内容が複雑になっており、従来「時価を把握することが極めて困難」とされていた金融商品と、本改正案の「市場価格のない株式等」について、その関係性や考え方を説明して欲しい。

（第 143 回金融商品専門委員会）

16. 組合等のうち構成要素が不動産のようなケースに関しては、従来は時価開示の対象としていない実務がある。組合は財務諸表上で連結に類似する会計処理を行っているため、さらに追加で時価を算定する必要性があるのか疑問である。組合等に関しては、構成要素に関わらず時価開示から除くことが、従来の取扱いも踏まえると妥当ではないか。加えて時価の計算方法にも議論がある。
17. 組合等について、その構成要素によってどのように取扱いが異なるかは重要な論点であり、明確な説明を行うべきである。
18. 本会計基準は非金融商品を対象外としているにもかかわらず、組合等についてはその構成要素が非金融商品であったとしても時価のレベル別開示を求める場合には、時価のレベル分類についてどのように考えるべきか説明が必要である。

19. 組合等の取扱いについて、投資信託と同様に今後1年間かけて取扱いを検討すべきではないか。組合については今回の提案で構成要素によって取扱いを変えることを明確にしているが、投資信託においても同様の論点が発生すると考えられるため、合わせて取扱いを議論すべきである。
20. 全体の方向性が反対されているわけではないと考えられるが、対象範囲の線引きが適切に示せていないのではないか。
21. 組合等に関しては構成要素が市場価格のない株式等であった場合には時価開示を求めない一方で、あくまで時価算定の対象は投資そのものであり構成要素は時価算定におけるインプットに過ぎないことを前提としているようなコメント対応案もあり、時価評価の対象が投資そのものなのか構成要素なのかが不明確である。
22. 市場価格のない株式等の説明として追加される「市場で取引されているが実際の売買事例が極めて少ない株式」と、時価算定会計基準第13項にある「取引の数量又は頻度が著しく低下している場合」との違いが不明確であり、線引きが難しいのではないか。

質問9（適用時期及び経過措置に関する質問）

（第408回企業会計基準委員会）

23. 経過措置に関して、結論には反対しないが、本来、会計基準の変更に伴って時価の見積もりの変更が行われる場合には、会計方針の変更と整理して遡及適用することが適切と考えている。

質問10（設例に関する質問）

（第408回企業会計基準委員会）

24. 設例5について、「売却が特定の期間にわたって法的に制限されている株式（法律の制約により売却が限定される株式）」の「株式」を「有価証券」に置き換えるとの対応案が示されているが、日本においてこのような株式や有価証券は存在しないのではないか。

日本公認会計士協会の実務指針等の公開草案に寄せられたコメント への対応案について

(第143回金融商品専門委員会)

25. コメント3)について、減損判定には期末前1か月の平均価額が利用できることに
関して、減損の判断に関する定めと期末の貸借対照表価額に関する定めが別に定め
られていることを修正しない理由としているが、元々の規定は期末評価に平均価額
を利用していた場合に減損判定に平均価額が利用できる定めであるため、減損の判
断に関する定めと期末の貸借対照表価額に関する定めは別に定められているわけ
ではないのではないか。
26. コメント7)について、取得の対価が現金である場合の投資額の時価は「一般的に」
現金支出額であることを修正しない理由としているが、そうであれば元の基準に
「一般的に」といった言葉を追加することも考えられる。

以 上